日本障害法学会　学会誌『障害法』執筆要領　（2022年11月12日総会承認）

・原稿締切（最終締切）は当該号刊行年の8月末日です（厳守）。

・原稿は、横書きとし、編集委員長にデータで提出してください。（事務局長に送付されないようご注意ください。）

・原稿提出に際しては、著者名及び題名に欧文を付してください。

・シンポジウム報告は16,000字以内、シンポジウムコメントは8,000字以内、シンポジウム要録は2,000字～3,400字、判例研究は8,000字以内、公募論文は16,000字以内でお願いします。

・原稿冒頭に題名・著者名・目次を付してください。図表は制限枚数内に収め最小限にしてください。数字は原則としてアラビア数字を使用してください。

・論文中の見出し番号は、下記の通りとしてください。

　第１段階　　Ⅰ　 Ⅱ　 Ⅲ　　　　第４段階　　ａ　 ｂ　 ｃ

　第２段階　　１　 ２　 ３　　　　第５段階　（ａ）（ｂ）（ｃ）

　第３段階　（１）（２）（３）

・注は本文末尾に一括して掲げてください。注番号は半角の算用数字としてください。

・日本語の引用文献に関して、①書籍の場合は【著者・編者名『書名』（出版社名、発行年）該当頁】、②雑誌掲載論文の場合は【著者名「論文名」雑誌名巻号数（発行年）該当頁】を記載してください。外国語の引用文献に関しては、各法領域の代表的な記載方法によってください。

・校正における修正は最小限とするように御配慮下さい。

・『障害法』に論稿を掲載する者は、電子ジャーナルへの掲載にも同意したものとして取り扱います。

日本障害法学会学会誌『障害法』公募論文投稿要領（2024年11月2日総会承認）

・学会誌「障害法」に論文の掲載を希望する会員は、当該号刊行年の2月末までに学会事務局長に論文投稿の意向及びタイトル案を御連絡ください。その後、同年3月末までに論文を学会事務局長宛に提出してください。なお、公正な査読を確保するため、編集委員長には送付しないようご留意ください。

・投稿論文は、未発表の学術論文であって、16,000字以内としてください。なお、文字数の確認は、Microsoft Wordの文字カウント機能の「テキストボックス、脚注、文末脚注を含める」を選択し、「文字数(スペースを含める)」にて行ってください。投稿にあたっては1,000字程度の要旨を付してください。

・査読の結果「掲載可」とされた論文は当該号刊行年の8月末までに完成原稿を、また「修正の上で再査読」とされた論文に関しては、同年7月末までに修正原稿を提出してください。修正原稿を提出する際に、執筆者は査読意見に対する自己の見解等を記載した意見書（書式自由）を提出してください。

・学会誌「障害法」（電子ジャーナルを含む）に掲載された論文等の著作権は、日本障害法学会に帰属します。